

侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る制度設計等の 検討に当たっての基本方針

令和元年 11 月 27 日

侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会

- ① 本年 2 月時点の文化庁当初案にこだわらず、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という 2 つの要請がバランス良く並び立つ、適切な制度設計について検討を行う。
- ② 漫画家・出版社をはじめとするステークホルダーの御意見や、パブリックコメント等で把握された国民の皆様の懸念・不安に十分に留意する。
- ③ 民事・刑事それぞれの要件設定等について、条文ベースで具体的な案（※）をとりまとめることを目指す。また、必要に応じて、運用面での留意事項等についても併せて示すこととする。

（※）法制局審査の過程において修正されることがあり得ることに留意が必要。

- ④ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）において委員間で特段の意見の相違がないものとして整理され、先般の法案の提出に向けた審査プロセスでも特段の御指摘がなかった内容（※）については、これを尊重しつつ、特に、文化審議会著作権分科会における審議やその後の審査プロセスなどにおいて様々な意見があった事項を中心に議論を深める。

（※）例えば、ユーザー保護の観点から厳格な主観要件を設定することや、刑事罰については、特に悪質な行為に対象範囲を絞り込むため、民事の要件に加えて更に要件を加重するとともに、全て親告罪のまま維持することなど。

- ⑤ 今回の改正によって、音楽・映像に係る違法ダウンロードに関する規律を現行より後退させることは適切ではなく、関係団体からもパブリックコメントにおいて懸念が示されたことから、今回の改正では音楽・映像については切り離し、それ以外の部分の取扱いについて検討を行う。